

自由民主党・幹事長

衆議院議員 二階 俊博 様

「部落差別の解消の推進に関する法律案」の
早期成立についての要望書

自由民主党におかれましては、人権確立社会に向けた各種法律の制定を図られるとともに、様々な施策の拡充にご尽力を賜り、衷心より厚く感謝を申し上げます。

また、同和問題につきましては、昭和 44 年に「同和対策特別措置法」が制定され、名称を変え、5 回の延長を重ね、33 年間にわたり同和対策が実施されました結果、平成 5 年の全国実態調査では、混住率は 41.4% になり、同和地区でありながら同和関係者が少数になるところまで進んできました。

先般行われました大阪市の調査では、同和地区に生まれ育った同和関係者は 35% でしかありませんでした。

そして、同和問題の最大の壁である結婚問題についても、現在では 8 割が同和関係者以外の人と結婚しており、また、その際には 7 割の人が全く反対はなかったとする調査結果もあります。

このように、同和問題は解決の過程にあるものと認識していますが、未だに差別が現存している事実もあり、完全に解決されてはいません。

このような実態から、自由民主党は政権公約に記載があるように、個別法によるきめ細かな人権救済を推進することから、党内に「差別問題に関する特命委員会」が設置され、さらに下部組織として「部落問題に関する小委員会」が二階先生の肝煎りで設置されました。

この小委員会では、私ども自由同和会や識者からのヒヤリングを経て、「部落差別の解消の推進に関する法律案」をまとめられ、先の第 190 回国会へ議員立法として衆議院へ提出されましたが、日程の関係から成立されることなく、衆議院での継続審議になっています。

よって、今月 26 日から開催される臨時国会において、早期に成立できますようご高配を賜りたくお願い申し上げます。

平成 28 年 9 月 7 日

自由同和会中央本部
会長 川上 高幸